（様式６）

ポスター作成証明書

　下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

　　　　令和　　年　　月日

　　　　　　　　令和６年９月１日執行福島県議会議員補欠選挙（東白川郡選挙区）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 氏 名 又 は名　 　　称 | 　　 |
| 住　 　　所 |  |
| 法人の代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 　枚 |
| 作成金額 | 　円 |
| 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数 | 　箇所 |

備　考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　（１）枚数　当該選挙区(当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×２枚

　　（２）限度額

ア　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 316,250円＋541 円 31 銭×ポスター掲示場数 |  ＝単価・・・（１円未満の端数は切上げ） |
| ポスター掲示場数 |

 単価×確認された作成枚数＝限度額

イ　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

|  |  |
| --- | --- |
| 586,905 円＋28円35 銭×（ポスター掲示場数－500） |  ＝単価…（１円未満の端数は切上げ） |
| ポスター掲示場数 |

 単価×確認された作成枚数＝限度額